

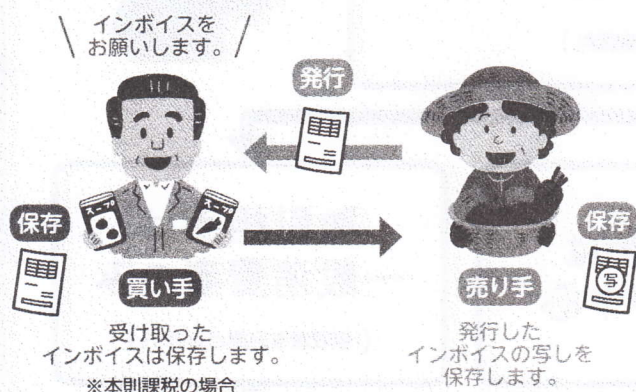
\\ 一目でわかる! \\ インボイス 発行・登録 どうする?

ほとんど
全ての事業者に
影響が
あります!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

インボイスって何?

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません※。



どんな請求書なの?

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したものになります。

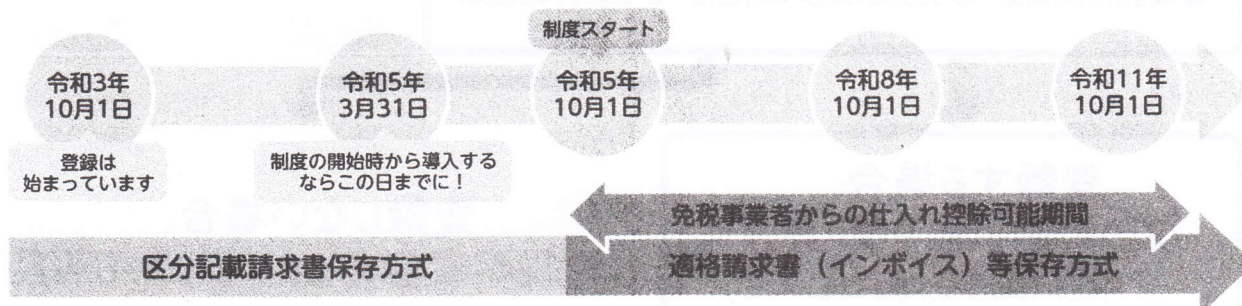
■ インボイス（適格請求書）

請求書		インボイス登録番号
令和5年8月31日 (株) ○○○御中		インボイス登録番号
●年●月分		
●月▲日 ▲▲▲	3,300円	
●月■日 □□□	21,600円※	
●月▼日 ▼▼▼	13,200円	適用税率
合計 116,560円		適用税率ごとの消費税額
10%対象 55,000円 内税 5,000円		
8%対象 61,560円 内税 4,560円		

※は軽減税率対象

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。（困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます）



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間
令和5年10月1日～令和8年9月30日

80%
控除可能

次の3年間
令和8年10月1日～令和11年9月30日

50%
控除可能

令和11年10月1日以降

できません